

平成25年（行ウ）第16号 行政処分取消等請求事件

原告 浅田 達雄

被告 岡山市

## 意見陳述書

平成25年11月27日

岡山地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告訴訟人 浅田 達雄

原告としての意見を述べさせていただきます。

私は、1948年2月16日に岡山県真庭郡月田村市場上（現在：岡山県真庭市月田）に生まれました。

学齢期になっても学校に行かずにおりましたが、叔父がPTA会長をしている時に校長から「来年の入学する子がもう一人居れば、2クラスになるのに」「おまえの甥の名前だけでもいいから入学してもらえないか。と相談があり、1959年4月に5年遅れて入学しました。母や叔母の付き添いで登校することができました。一学期中に2～3回しか休むことがなく、登校できました。

1966年の7月、中学2年の夏休み前に「たっちゃんなら、高校には充分行けるけど、調べてみても入学させてくれる学校がありません。私の恩師が養護学校の教師をやっているのだから相談してみたら、こちらの学校へ転校して進路を決めた方がよいように言われた。」と担任から言われて一緒に岡山養護学校を見学し、転校しました。

1968年3月に養護学校中学部を卒業したのは、20歳になってからです。同時に更生施設県立岡南荘（現在：旭川荘のぞみ園）に2年間入所して機能訓練を受けました。広島に行く前日に母が突然交通事故にあって亡くなりました。予定よりも2ヶ月遅れて広島の太陽の町に入り、縫製の中の襟のえぶアイロンかけの仕事をしていました。しかし、作業が遅れ気味の理由のために半年で辞めざるをえませんでした。

旭川荘に重度障害者療護施設「竜ノ口寮」ができるまで2年間、家で割箸入れの内職をしていました。

1973年7月に「竜ノ口寮」ができましたので入り、自治会を作って「子どもの施設ではないから銭は自分で管理させてほしい。ほしい物を好きな時間に喰いたい。」等々の要求を管理者と話し合っ一つ一つ解決してきました。例を挙げると、寝たきりの人のために毎日決まった時間にお菓子・飲み物を3人で部屋ごとを売って歩くようにするとか。週に2回ほど喫茶コーナーを食堂の一角で開いたり、家庭にいたようにしたいと思ってやりました。

その後、1980年5月に地域で暮らしてみたいと思うようになって、家族の大反対を押し切って仲間と二人で、ボランティア（主に医学生）の協力を得ながら暮らすようになりました。

2年ほど経って、独り暮らしをしたいと思ってアパートで暮らしを始めました。その頃は、市の属託人ホームヘルパーが週に2回計4時間来てくれて、家事を支援してもらいました。

1985年5月に友人の勧めもあり、またもや家族の大反対を押し切ってあきらめていた自動車運転免許取得という大冒険をし、みんなの協力でやっと取れました。このお

かげで、行動範囲も広がって就職もできました。

1987年5月に知人たちの協力で低家賃の市営住宅に入れることになりました。この頃は、ヘルパーさんに週に2回2時間来てもらい、残りの家事は自分でやっていました。

しかし、毎年少しずつ身体も次第に思うように動かなくなって仕事も辞めざるを得なくなりました。

2006年から自立支援法で介護が1割個人負担になりましたが、食事や入浴できなくなったため、朝・夕月に120時間ヘルパーに来てもらっていました。自己負担額が2万円くらいありました。この2万円は、就労支援事業所でもらう工賃で賄いました。

2010年4月から非課税世帯は、無料化されて、からだの動きが悪くなった分サービス支給量を年々増やしてもらいました。2011年8月に、就労支援事業所の仕事ができなくなり、在宅で2013年2月14日までの重度訪問介護を移動時間26時間を含めて249時間サービスを得るようになり、やっと落ち着いて安心しながら、生活できるようになっていました。

2013年の誕生日前日までの生活は、ヘルパーさんが朝、7時に来てベッドから私を起こし、着替えさせくれ、洗面介助、朝食作りと食事介助、歯磨き・洗濯・掃除、パソコン室への移動等2時間支援してもらい、昼は12時から13時30分まで昼食づくりと食事介助・部屋の片付け、パソコン室への移動等、夜は17時30分から21時まで夕食作りと食事介助・入浴・歯磨き・就寝準備・就寝等の介助、戸締まりをしてもらっていました。また、月26時間の移動介護時間は、買い物・通院・散髪、時には障害者の仲間との集い等に利用していました。介護時間数も余裕があり、救急時に対応してもらっていました。

しかし、今まで、頼りにしていた岡山市から2月13日に突然、障害者福祉サービスの介護の打ち切りの通知がきました。理由は、介護保険を申請しなかったからです。昨年11月初めから何回となく、岡山市に訴えて何とかしてほしいとお願いしてきました。毎日、介護が必要なのに打ち切られたら、「死ね！」と言われたのと同じです。自分のこれからがどんなになるのかと恐怖に襲われ、気分も不安定になってしまいました。夜、眠れぬ日が続きました。

でも、仲間たちに助けられ40日ほどバイトやボラティアの方々に介助してもらいながら暮らしましたが、このまま続けることが不可能だと思って、両親からもらった大事な命を落とせないと泣く泣く介護保険の申請に踏み切ったのです。介護保険になると、介護のあり方が違い、1割個人負担も発生してくるのです。

全国の仲間たちが、障害者自立支援法訴訟を起こして低所得者の1割個人負担を撤廃させました。なのに、65歳になると無理やり介護保険に切り替えられるのは不平等です。差別です。せつかく、71人の仲間ががんばって勝ち取ったことを無駄にはしたくはありません。

65歳になっても、64歳までと同じように負担なく介護が使えて安心して生活できるように強く願っています。

裁判所におかれましては、上記の私の生活の実態を十分にご理解してくださり、私の願いを分かっただきますようお願いいたします。

以上